法教育研究会第10回会議議事録

日 時 平成16年4月27日(火)

午後3時~午後5時

場 所 法務省大会議室

午後3時00分 開会

土井座長 まだお見えになっていない委員もおられるようですけれども,所定 の時刻になりましたので,法教育研究会の第10回会議を開会させていただ きます。

それでは,まず本日の配付資料の確認を,事務局から説明していただきます。お願いします。

大場参事官 配付資料の確認をさせていただきます。資料1から資料5まであります。資料1については、増田先生作成のレジュメです。資料2が渡邊先生作成のレジュメ。いずれも今日お話しいただくお二人の先生がお作りになったレジュメです。資料3が教材作成部会の開催要領、資料4が教材作成部会の構成員の名簿、資料5が法教育研究会の日程表(案)でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは,本日の議事に入りたいと思います。本日のテーマは,「発達段階に応じた法教育の在り方」ということで,具体的には小学校及び高等学校における法教育の在り方について検討をいたしたいと思います。

中学校における法教育の在り方につきましては,中学3年生の段階で社会 科の公民的分野を学習することになっておりますし,社会科のその中で,そ もそもルールとは何かといった問題ですとか憲法についての教育が実施され ているところでもあり,義務教育の最終段階であるということもありまして, 本研究会では主として中学校における法教育を念頭に置いて議論を進めてき ているところがございます。実際この研究会でも館委員や橋本委員が行われ た授業ビデオを拝見するなどをして,意見交換を行ってまいりました。

また,本日最後に御報告を申し上げますが,前回の研究会におきまして教 材作成のための部会を立ち上げることにつきまして,本研究会で御了解をい ただきましたので,この法教育研究会のもとに法教育教材作成部会を置くこ とになりました。中学校3年生を対象にしました教材例あるいは指導例につきましては,今後,その部会を中心に検討,作成を進めていただくことになっております。このような形で教材例あるいは指導例を作成していただきますのは,我々が考えている法教育に関する具体的なイメージをより明確にして,広く建設的な議論を行っていただくということと同時に,できる限り迅速に学校現場において法教育導入を進めていただけるようにしたいという趣旨から,そのような検討を行っていただくということになっております。

しかし,一方,長期的な視点で見ますと,研究会の大きなテーマとしましては,発達段階に応じた法教育の在り方の全体像について検討を行う必要があるうかと思います。その際学校教育ということを中心に考えますと,重要なのは,これまでの中学校について行ってきた検討を踏まえて,その前提として小学校の段階でどのような法教育が実践されているべきか,あるいは中学校よりもより高度な段階として高校の段階ではどのような法教育の取組みが可能かという点について議論をしておく必要があるうかと思います。

本日は,その点を議論するために,小学校と高等学校で実際に教鞭をとっておられるお二人の先生においでいただいております。おいでいただいておりますのは,埼玉県加須市立加須南小学校教諭の増田正夫先生と,活水女子大学健康生活学部食生活健康学科講師の渡邊弘先生です。両先生におかれましては,足元の悪い中,研究会に御足労いただきましてありがとうございます。

本日は,お二人の先生方から,これまでの先生方が実際に行っていらっしゃる取組み,あるいは実践や,小学校,高等学校における法教育の在り方について御意見をお伺いした後,委員の先生方との質疑応答,意見交換に入りたいと思います。

まず最初に,増田先生からのお話をいただきたいと思うのですが,増田先生につきまして私の方から簡単に御紹介をさせていただきます。

増田先生は,埼玉大学を卒業された後,埼玉県立の養護学校や埼玉県川里町立中学校等の社会科の教諭として御勤務され,平成15年4月から現在の

小学校で御勤務をされております。増田先生は,小学校,中学校教諭の連絡を図るという埼玉県のJプランという試みに基づいて,現在は加須市立加須南小学校で教壇に立たれているそうですが,このJプラン等につきましても増田先生の御発表の中で更に詳しいお話を伺うことができるものと思います。それでは,増田先生よろしくお願いいたします。

増田先生 ただいま御紹介をいただきました加須市立加須南小学校の増田正夫 と申します。よろしくお願いします。

加須市といいますと、埼玉県の北部にある市なのですが、うどんと鯉のぼりが有名でございます。

先ほど」プラン教員という話があったのですが、お手元の資料の「はじめに」の中にも書かせていただいたのですけれども、本来私は中学校の教諭です。埼玉県が小6から中1にかけまして不登校児童生徒が多く出るという、その辺の問題を払拭しようとしまして、中学校から小学校に教員を送るという、2年間5年生、6年生を持って中学校に上がっていくというシステムでございまして、ジョイントプランの頭文字をとって」プランと言います。

私は,市内の昭和中学校というところに勤務していたのですが,昨年度と今年度学区内の加須南小学校の方でお世話になっています。したがいまして,小学校の実情といいましても2年間しか,と言いますか今スタートしたばかりですので,約1年の経験しかないということをまず御了承いただければと思います。

小学校における法教育ということなのですけれども,お手元の資料の最後,13ページに,小学校の学校教育全体的なものが分かっていただければと思いまして,経営構想図を資料としてお持ちしました。教科,道徳,それから総合的な学習の時間,特別活動が主です。その他に,領域ということで人権教育,福祉教育,図書情報教育,環境教育などがあります。法教育という視点ではありません。ただ人権教育の中でそういう,小学校の発達段階から考えれば法というよりも約束や決まりを守ろうというような視点が強いです。

それでは、2番の方なのですが、私は、中学校は10数年経験していますので、本来は小学校の立場なのですが、中学校でこういう実践をしてみました。小学校に行ってこういう取組みをしてみましたということで比較していただいた方がよろしいのかなということで、中学校の実践も簡単に述べさせていただきます。

2番で、「中学校での主な実践と小学校との系統性」ということで、政治関係に関しましては、私は地元の社会科のサークル、小中連携で教員が社会科に関して系統性を図ろうということで勉強会を定期的に持っております。その中の資料の一部、本にもなったのですけれども、お手元の6ページから8ページに資料として添付させていただきました。こちらは後でお読みいただければと思います。小学校での政治学習、中学校での政治学習はどうあるべきかという視点なのです。小学校で、法については自分と法とのかかわり、あるいはせいぜい自分とクラス、あるいは自分と友達ということで、一人称若しくは二人称の世界が中心かと思います。それが中学校に行きますと、自分、相手、クラス、学校、地域、いろんな角度から物事を見る、多面的、多角的な見方が広がっていく。これは政治に限らず、歴史でも地理でもそうなのですが、小学校で学んだ基礎的な知識、理解のもとに、中学校ではそれを更に補充、進化するような内容になっているかな。特にこの事例ではということでは時間の関係で挙げられないのですけれども、そういう関係になっているのかなと思います。

中学校では、よくこれは取り組まれる実践ですけれども、模擬裁判をやってみたり、あるいは実際に裁判所を見学、生徒を連れて行ったり、あるいは(2)の方では、当時少年法が騒がれて、当時といいますか4~5年前の実践なのですけれども、少年法が世間を騒がせたと言うと語弊がありますが、一部改正すべきであるというふうな視点で生徒たちのディベート的な学習を展開したことがあります。最初は死刑制度を廃止すべきかどうかということで考えていたのですけれども、中学生の発達段階を考えますと、やはりちょっと他人事になってしまうのか。だとしたら、ちょうどそのころ神戸の少年

の事件もあったり、岡山でのバットで親を殴ってしまうというような事件もあったりしたものですから、自分の同年代がどう事件と向き合うのか、どう少年法と向き合うのかという点で資料を用意しまして、そういう学習を展開しました。否定派、肯定派も非常に主体的な学習が展開できました。ただ論題の設定がちょっと私の方で、2ページになるのですけれども、顔や名前を公表するのは反対だが、刑期は大人と同様に扱うことには賛成のような、一部賛成、総論賛成各論反対的な生徒も出てきましたので、ディベート的な学習よりもむしろフリートーキング的な学習の方がよかったかなと今は思っております。

そのほかにも,消費者教育ですとか,例えば加須市の政治に提言しようということで,報告書を作って市長に届けるというような取組みを中学校ではしてまいりました。

さて、今回の本題なのですが、小学校で法教育というのはどうなのかという点で、2ページの3番、「法教育の基礎となる実践例」ということで、幾つか挙げさせていただきました。社会科ということよりも、やはり小学校は全教育活動を通じて浅く広くというようなとらえ方だと思います。したがって、四つほど持ってきたのですが、特別活動では学級活動の中で囲ってあるような試みをしてみました。

クラスにはボールが二つ配られるのですけれども,それで遊びたいという グループが三つ出てきた。じゃあどうしようということで話合いをさせ,グ ループの代表がじゃんけんをして決めよう。ところが,よくじゃんけんで負 けてしまうグループがあって,その子が泣き出してしまった。ではルールを 変えよう。

人数の割合で使える曜日を決めよう。バスケットボールは5人で少ないのだから,回数は少なくていいんじゃないか。では曜日で,何曜日はバスケットボールというようなことになった。ところが雨が降ったりとか昼休みがつぶれたりしますと使えない。不平不満が出てきた。では,どうしようか。ではローテーションを作り,遊べる日に順番で活用しようというような結果

に落ち着いたのです。したがって,こちらから「これでいくよ」というふうに投げかけることよりも,大人の目線でこちらから当然指導すべきものはあるのですが,どうでもいいといっては語弊があるかもしれませんが子供の目線で考えさせても面白いなという題材や事例を見つけて話し合わせ,ルールを作らせ,失敗させ,挫折させ,そこからまた改めさせ,また挫折させ,失敗させ,磨きをかけて,最終的に一つの方向を持っていくというのが,要するに社会科で法を学ぶというよりも,日ごろの日常生活や遊びの中からルール作りをしていくというふうな実践は,小学校段階では非常に効果的なのではないかと思います。この実践は,このために実践したのではないのですけれども,4月の段階で自分が5年生の担任だったものですから,楽しくやらせていただいたというところです。

それから,(2)総合的な学習の時間での実践なのですが,小学校では私はディベートは反対だったですけれども,組んでいた先生が是非面白いからやってみようというふうにおっしゃったものですから,総合的な学習で1年間「環境」というテーマでやってきたのです。プラザというのがありまして,資料の9ページ,10ページをお開きください。

「プラザでディベートをしよう」,プラザというのは文化祭のようなものです。保護者を巻き込んでやってみようということで,論題を二つ分けました。子供たちが二つに分かれて,前半,後半があったものですから,前半が「お店のつつみ紙やふくろをなくすべきである。」後半が「ポイ捨てしたら,ばっきんをはらうようにすべきである。」次の10ページのような資料を子供に配りまして,あらかじめ自分の立場を決めさせまして,本来のディベートは,こちらであなたがくじか何かでやるのでしょうが,やはり子供の考えを尊重して,賛成派,反対派を分けましたら,おおむね半々に分かれたものですから,それで取り組んでみました。

非常に子供は意欲的に調べました。ただ,切り口が環境という切り口でしたので,当然罰金とか包み紙や袋を規制するような法とか,そういう意識は子供にはありません。ただ,もう一度資料の2ページの下の方になるのです

けれども,専門家の方をお呼びしたところ,専門家の方から全国では罰金を取っている市町村が条例としてあるんですよとか,マイバック条例を決めている市町村もあるんですよというような話を聞いたときの子供の目の輝きというのがありましたので,ありましたというか,一つそれは法教育につながる取組みであったのかなと思われます。

後は、4年生の実践ということで、下の方に載せたのですけども、4年生は1年間通して「福祉」なのです。ちなみに、3年生は1年間通して「食文化」です。6年生は1年間通して「国際理解」です。小学校では、そのように、あるテーマを決めて追求しているというような総合的な学習の時間が、どこの学校でも主流かなと思われます。

4年生では福祉なのですが、担任の先生が非常にお力のある方で、障害者にとってのバリアフリーということで、実体験、シミュレーションもしながら、専門家を呼んで話を聞いたり実際に地域を歩いたりしながら、追求、まとめをしていったのですね。車いすの方にとって、本校は非常に施設面が優れているといいますか、配慮されていまして、スロープ、全面的になっています。ただ、目の不自由な方にとっては、段差がないのは不自由な世界なのだということで、子供たちは当然段差はない方が車いすの方にとってはいいというふうに落ち着いたのですけれども、最後にそれで矛盾を突きつけられたというか、迷いを生じさせられました。その取組みから、ではどうあるべきなのだろうというふうな展開をされたようです。詳細は分からないのですけれども、この辺も法教育につながる取組みの例かなと思われます。

では3ページなのですが、当然社会科での実践ということになります。私 は昨年度5年、6年を持っていました。自分の専門はどちらかといえば歴史 なものですから、歴史での小中系統というのを頑張ってきたつもりなのです けれども、政治単元をないがしろにするというわけではなく、3学期の実践 ということで時数的にちょっと厳しくなったこと、それからどうもやはり小 学校の目線での政治教育というのは難しい面があるというのが率直な感想で す。 といいますのは、教科書どおりにやっていては子供の実態にそぐいませんので、教科書を参考にしながら自分たちの地域ではどうだろうと考え、みんなの願いを実現する政治の単元で、加須市に5年前にできた「パストラル加須」という多目的ホールがあるのですが、なぜできたのだろうというところから課題を設定しまして、調べ、聞き、追求するというふうな活動を展開したのです。ただ、調べていく中で当然インターネットでホームページなんかも検索するのですけれども、議会の「ぎら」な表現ですとか、予算が絡んできますと子供にはちょっと難解な世界になってしまうのかなという気がします。

同じように、当然日本国憲法の三大原則ですとか、この辺は算数で言う掛け算、九×九のようなものですから、徹底的に子供が好きだろうが嫌いだろうが教え込みました。もちろん教え込むのですが、楽しく実施する、例えば風刺画を使って言葉を入れてみるとか、ペープスアートを使って平和主義について考えさせるとか、そういうふうな取組みを小学校ではして、憲法の三大原則は押さえてあります。それをステップとして、中学校では自由権や社会権やそういった勉強につながっていくのかなと思います。

あと(4)道徳での実践なのですが、資料の12ページに「学習指導要領からの抜粋」ということで載せさせていただきました。法という言葉は、5年生、6年生で初めて出てきます。道徳という点で、道徳性、公徳心というのですか、そこから小学校の場合は法教育の基礎と言いますか、非常に大事な時間ではないかなというふうにとらえます。

もう一度3ページに戻っていただいて,いろんな題材がありまして,いろんなねらいがあります。特に自分が心がけたのは,やはり心の問題ですので,葛藤場面を多く作るということです。そこに幾つか例を挙げてみたのですけれども,例えば 「通学班で登校していたら,友だちが忘れ物を取りに家に戻ってしまった。あなたは友だちを待ちますか。それとも遅刻しないように学校に向かいますか。」友達をとるのか,学校の規則をとるのかというような視点ですね。

「ジュースを飲みながら道を歩いていたら近くにゴミ箱が見あたりません。いくつか空き缶も落ちています。空き缶を持って歩きますか、それともそっと道ばたに置いていきますか。」というような視点。率直に相反する意見がそれぞれ子供から出るのですけれども、それを闘わせることによってよりよい公共心、公徳心を身につけるというようなねらいで取り組んでみました。

四つほどなのですが、途中でも申し上げましたように、小学校の場合は法とか政治とかを「ぎら」に出すことよりも、日ごろの日常生活から慣らして学ぶ。体験を通してそういう約束や決まり事を身につける、守るのだというところから、ここがやはり大前提になるのではないかなと思います。

4「今後小学校で取り組めるもの」,取り組んでみたいものです。今年度 機会があったらチャレンジしたいなと思っています。

一つは,ランキングの導入です。よくこれは自分も中学校で実践したのですが,正解はありません。ねらいにも書いたのですが,自由に話し合うことで多面的な見方や考え方が広がります。また,他者の考えに共感する,友達の意見になるほどなと思うとともに,自分の考えもちゃんと理由をつけて説明できるような力を身につけるということ。取組例ということで下に幾つか書きました。これはやっていません。今回のために,こういう取組みがあるのではないかということで挙げてみました。

例えば「次のケースで同学年の小学校として,やってはいけないと思う順に並べ替えなさい」,あるいは「次のケースで絶対に許せないと思う親の順に並べ替えなさい」。正解はありませんからいっぱい出てきます,と思われます。ああじゃない,こうじゃないというような視点が出てくると思うのです。相手の立場に立ったらとか,お金,刑期ですか,こちらの方が責任が重いぞとか,でもこちらの方が仕方なかったんじゃないかとか,そんな中で磨かれていくのではないかと思います。

4ページなのですけれども,(2)「共感的な人間関係を築く取組み」ということで,アサーティブネストレーニング,これもよく学校ではカウンセ

リング,こういう時代ですので不登校がいたり,きれる子がいたり,そういう中で共感的な人間関係を築く取組みというのがなされます。グループエンカウンターとも言うのですが,その中で共感的な対応を考えてみようという取組例で,これは実際中学校1年生のときにやってみた事例なのですが,5年生や6年生でも十分使えるのではないかと思います。要するに心を鍛えていく、良心を鍛えていくことが,法と自分とのかかわり,そして遵守するのだという意識を強く持てるような児童生徒を培えるのではないかというような前提です。

例えば条件設定ですと、「あなたとAさんは仲良しです。あなたは毎日の宿題をこつこつと取り組みます。Aさんは毎日習い事があるらしく宿題もたまに忘れてきます。どことなく疲れている様子です。さて、ある朝のこと、Aさん『ねー、昨日は疲れちゃってすぐに寝てしまったのよ。お願い、宿題写させてくれない?』」という対応に対して、日ごろの友達の力関係が出てしまうのですけれども、あえて三つ作らせてロールプレイングさせます。こんな例があるんだよと示した後、ではということで条件設定を作って、幾つか演じさせてみるような取組みです。

(3)はロールプレイングシミュレーションというのが市民権を得た言葉かどうか分からないのですけれども、役割演技と架空の条件設定をかみ合わせて、子供たちに考えさせ、やらせてみてという取組みなのですけれども、これは本校が縦割りグループでよく取り組むのですけれども、是非今年度やってみたいと思う取組みです。時間の関係で割愛します。後でお読み下さい。5「おわりに」なのですが、冒頭中学校をベースに考えていたときに、それの礎となる小学校ではどうあるべきかという視点なのですけれども、中央にも書かせてもらいましたが、これは多分に私の私見ですけれども、小学校段階では約束や決まりを守る。相手の立場に立って考え、行動する。三つ目は余計かもしれませんが、さわやかなあいさつをする。こういったことがすべての子供に身についてくれば、中学校に行ったときに社会科で3年生の公民的分野につながるかどうかというのは別にして、よりよい人間形成、法や

ルール、マナーの遵守できる子供に育っていくのではないかと思われます。

最後のところにちょっと書かせていただいたのですけれども、冒頭にも申し上げましたように、小学校では教科領域の中で法教育という分野では恐らく全国どこでもないのではないかと思います。総合的な学習の時間でも、法ということに視点を当てて取り組んでいる学校も少ないと思います。ただ、総合的な学習の時間の一部、あるいは特別活動の一環として、小学校でも取り組める機会というのはあるのではないか。だとしたら、そういったカリキュラム作り、そういう発達段階を押さえたシステムといいますか、そういうのを構築することは可能なのではないかと思いました。

そこに 1 1 時間のスキルアップモデル例というのをちょっと書いてみたのですけれども、浅はかな知恵で書いてありますので、具体的にこれで進化していくのかとか、これは難しいだろうというような御指摘があるとは思います。ただ、鍛えていくことというのはやはり大事なのかと思います。

あと,6ページ以下資料を添付させていただいたのですけれども,小中の 社会科の系統性ですとか,先ほどのディベートのこと,それから道徳におけ る法教育の視点,最後に本校の学校経営構想図ということで,後でお読みい ただければと思います。

非常に稚拙な提案で申し訳ないのですけれども,以上で小学校の方からの法 教育の在り方という視点についての報告を終わりにします。ありがとうござい ました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして渡邊先生の方からお話を伺いたいと思います。 渡邊先生は、横浜国立大学大学院を修了された後、日本弁護士連合会の事務 局職員として勤務され、その後、平成9年4月から法政大学第二高等学校に おいて社会科を担当され、「法と犯罪と裁判」といった科目で法教育につい て先進的な取組みをされてきました。本年の4月からは、長崎の活水女子大 学に勤務されておられます。渡邊先生には、昨年この研究会で公聴会を行っ た際にも御参加いただいております。それでは渡邊先生,よろしくお願いいたします。

渡邊先生 御紹介いただきました渡邊と申します。よろしくお願いいたします。 途中でビデオが入りますので,よろしくお願いしたいと思います。ビデオ自 体は10分程度の授業の様子を映したものです。

今回の報告の内容としては,目的ということで,そこに1番の(1)から(3)まで考えてみました。

一つは,この程度の内容なら,高校生はこなすことができるという水準を示すということかなと思っています。今日のテーマは,「発達段階に応じた法教育の在り方」ということですので,これを実際にビデオなどでお示しできればというふうに思っています。

それから、それを踏まえながら、市民社会に出ていく高校生にこの程度は得させたいという、そういう水準が示せればと思います。ただ、これについては大変私も迷っているところがございますので、なかなかこれだというふうに申し上げることができないかとは思います。

それからもう一つは,中学校との接続ということでございますので,高校 入学までにこの程度は理解してきてほしいという水準ということをお示しで きればと思います。

ただ、今挙げた3点というのは、今回の報告について、このラインでというふうにお示しいただいたラインをそのまま書いただけでございますので、これについてきちんとした理論的な検討をしてきたわけではございません。ですので高校での授業の経験から述べることをお許しいただければと思っております。

私が勤務していた法政大学第二高校というのは,神奈川県の川崎市にあります私立男子校で,大変大規模な学校です。1学年14~15クラスあります。男子校ですので,男子だけで2,000人ということになります。大企業や中小企業の工場,商店などと住宅が混合しているところに立地している

ということです。ただ,生徒自身は大変遠いところから通っている生徒もおりまして,埼玉県などからも通っているということがあると思います。

カリキュラム自身はコース制のようなものをほとんど採っておりませんで, 高校3年生の段階になって初めて週に2講座,水曜日の1~2時間目と,金曜日の3~4時間目に,選択科目というものを置いております。これについては,もちろん社会科,地歴科,公民科以外の担当の教員も担当いたしますので,それぞれの教員が自らの教育要求に合った形で科目を設定し,それを生徒が選択をするという形になっています。2期制だけをその科目だけは採っているということです。

今回の報告の対象とした授業は,2000年度から2003年度において, この3年生の必修選択科目の一つとしての「法と犯罪と裁判」という科目の うち,一番最初の単元で行っていた「法と裁判 法の解釈とは何か」という ところの授業実践ということになります。

2ページ目を御覧ください。選択授業でございますので,最初の時間というのは14クラスあるクラスから生徒がばらばらに集まってまいりますので,お互いに友たちでないという,そういう特徴があります。ですので,お互いの友達が何を考えているかというのを,できるだけ早い段階でお互いに知り合うというところが一つ大事かなというふうに思っています。なので,最初の単元では,生徒にいきなり課題を与えて,それに関する意見を述べさせるという,そういうスタイルでこの3~4年はやってきました。

課題として与えたのは,2ページ以下についている資料プリントというものです。大変長いので,実際生徒に対して示すときは,これをゆっくりかみ砕いて読んで,分かりにくい言葉については解説しながら読むのですけれども,今日はそういう時間もないかと思いますので,簡単に要点だけ申し上げますと,高校生であることDという人物が,高校の校舎に不法に侵入して,学園紛争の時代の事件でございますので,学園紛争の準備をしていた。そういうことがばれて,ことDが逃げ帰ってきたところに,そのこが住んでいたキリスト教会の牧師であるA牧師が,ことDを反省させるために,A牧師の

知り合いである B 牧師がやっている教会のところへ一時期預け,それで警察からどこにC と D は行ったのかというふうに聞かれたことに対して, A 牧師は「知らない」というふうに答えたという,そういう事件であります。3ページ目の点線で囲ったところの下に出典が書いてありますけれども,神戸簡易裁判所の昭和50年2月20日の判例からとったものです。「刑事裁判月報」の云々と書いてありますけれども,私がこれをとったのは,データベースがありますので,それでとったものです。

それで、事件の概要の部分に書いた文章というのは、ほぼ判決が認定した事実のままです。若干私の方で分かりやすく書きかえたところがありますけれども、ほぼそのとおりということになります。この事件自体は、刑法の教科書の正当行為のところでは割合よく出てくる事件でありまして、端的に申し上げますと、牧師AがCとDを匿ったという行為は、普通で言えば一〇三条の蔵匿という罪に当たるということになるわけですが、ところが刑法第三五条には、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない」というふうに書いてありますので、CとDが反省することを目的としてB牧師のいる教会に預けたというそういうA牧師の行為が、牧師としての正当な業務に当たるかどうかというところが争点であるというふうに、いわゆる教科書にはよく出てくる、そういう事例であります。

そういう事例を示した上で、具体的な授業展開としましては、生徒に弁護士、検察官、裁判官のうちから好きな役割を選択させて、それぞれの立場に立った上で自らの主張を考えさせて、それで作業プリントというプリントに書かせます。もちろん、それは結論として有罪か無罪か。それから有罪であれば一〇三条にのっとった形での刑罰の度合いを考える。それから、無罪であれば刑罰はないわけですけれども、その上で、結論を書いた上で、その判決を出す理由ですね、あるいはその結論を出した理由を書かせるという、そういう作業をやらせます。その上で、それぞれの主張を発表させて、ほかの人が発表しているときはきちんとその発表で出されている主張をメモしなさいという指示をします。

その後,弁護士は検察官の,検察官は弁護士の主張に反論をさせるという ことをさせます。その上で,最後に裁判官役をやった生徒に,自分なりの判 決を考えて発表させるということをやるということです。

当然,それぞれ生徒はばらばらな結論,あるいはばらばらな論理立て,理由づけをしてきますので,それぞれの主張が異なるということに彼らは気がつくというわけです。そういったことを気がつかせておいて,実際の裁判で仮に同じ事件を異なる裁判官が扱った場合には,裁判官によって判決が異なり得るのか,あるいは同じなのかということを問います。同じ司法試験を受け,同じ研修を受け,法律の専門家としては同じ訓練を受けている裁判官でも,法律を知らないみんなと同じように結論が変わるかどうかということを聞くということになります。そのことを聞いた上で,裁判や法の解釈の特質について考えさせるということになります。

目標としてねらいたいことというのは、法の解釈というのは価値判断であるということで、人によってそれが異なり得るのだということを考えさせたいということと、もう一つは生徒はお互いの友達 - まだ友達ではないわけですけれども、同じクラスの仲間の意見も聞きますから、その中で説得力のある説明をする友人のことについて非常に敬意を払うわけですね。ですから、そういうところから説得力ある説明が重要であるということも同時に考えさせたいと思います。その2点ということです。

そういうことですので,申し訳ございませんが,ビデオの方を御用意いただきまして,生徒がどんなふうに意見発表するかというのを御覧いただければと思っています。

〔ビデオ上映〕

渡邊先生 今御覧いただきましたけれども,弁護士の役を選んだ生徒は,少年 は幼いので何が正しいのかよく分からないとか言っていて,自分もそのぐら いの年でしょうとかいうのが若干ちょっと笑えるのですけれども。この授業 では、それぞれのグループの生徒に相談を全然させていないので、したがって例えば検察側が罰金を求めている例しか出ていませんけれども、それに対して裁判官の役をやった子が6か月の懲役とかと言っているのも、そういう事情があります。それから、あとはもちろん初めて法について勉強するということでやっておりますので、細かな法解釈とか法についての知識が誤っているというのも御覧いただいたとおりです。

一つ考えていることというのは、資料の4ページの(4)のところを御覧いただきたいのですが、今回のこの授業というのはこの科目の最初の授業ですので、一つは彼らに対して何を理解してほしいかというと、教員から教えられたことを覚えれば済むという授業ではないのだということです。そもそも法は覚えれば済むというものではないということですね。もちろん覚えなればいけないところもあるかと思うのですけれども。

それから,自分自身の価値判断をきちんと行って,それに説得的な理由づけをすることが重要であるということで,唯一絶対の正解があらかじめ用意されているわけではないということも理解してほしいと思っています。ここは非常に気になっているところで,私自身としては彼らに最初に示す教材ですので,正解が彼らには予想できない,そういう問題にしたいというふうに思ってこれを使っています。というのも,彼らは,特に法政二高の場合は学力的にもそれほど低くない子たちが集まっていますので,そういう子たちに討論をさせると,先生はこう言ってほしいのだろうというふうに予想するのです。先生が言ってほしがっていそうなことを言うという,そういう子がいますので,結論が見えてしまうような問題というのは,生徒にとって問題というふうにならないので,これは教員は何が言ってほしいのかというのを見えにくい問題だと思ったので,これを使っているということです。

それからもう一つは,他者の価値判断とその理由付けから学んで,自らの価値判断を再構成していくということが必要だということで,教員が言うことだけではなくて,仲間から学ぶのだということ,それが市民社会における 人間関係の一つの在り方でもあるのだということを認識してほしいなと思っ ています。

それからもう一つは、法の解釈の本質が価値判断であるということ、実践的な営みだということをきちんと分かってほしいということです。ですから、文章の客観的な文意の認識という側面だけではないということを認識してほしい。そういう契機があるということから、その判断には必ず責任が伴うということ、それからそれの裏返しになるかと思いますけれども、すべての人が法律家の判断というのを批判し得るということ、それから、一人一人が法を作る主体であるという認識を持ってほしいというふうに思っています。このあたりの考え方というのは、一橋大学の後藤昭教授が書かれた岩波ジュニア新書の『わたしたちと裁判』という本がありますが、この第5章のところで非常に詳しく、しかし分かりやすく書いてありますので、それが私の頭の中にあったということです。

最後5ページのところへ参りたいと思います。こんな授業を最初のところでやっているわけなのですけれども、やっていて生徒には非常に人気のある授業で、1年間の授業が終わった後、どの授業が一番おもしろかったですかというアンケートをとると、かなりの子がこの最初の授業がおもしろかったというふうに言うわけなのですけれども、そういう意味では私自身も大変気に入っている授業なのですが、ただ、やらせていく中で少し疑問に思っていることも最近は出てきました。

というのは、この授業をやることで、法教育に特有の何か価値とか目標というものを達成できるのかどうかなのかというところが、自分でもちょっと分からなくなってきています。というのは、5ページのところにリーガルマインドということに関する整理を点線で囲ったところに載せてみましたけれども、これは田中成明教授の放送大学の教材として使われている「法学入門」という本の中で、田中教授自身が整理をされている、それを7項目挙げたわけなのですが、この7項目を見ますと、1番と2番というのは生の事実のままのものから法的なものを取り出して整理するという、そういう能力かなというふうに思っています。それから、その整理をした上で3、4の能力

というのは、その整理をした材料を使って判断を行うために踏むべき手続、 例えば3番であれば関係者の言い分を公平に聞いたりとかという、そういう 踏むべき手続を示したものかなというふうに思います。それから5番、6番 で示されているものが、法的な判断における実質的な判断の段階。例えば5 番では、正義や人権や自由や平等といった価値を尊重する感覚が必要だとい うようなことが書かれていますけれども、そういった判断の段階を示してい るのかというふうに思います。

7番のところでそれを説明をするという段階,判断を説明するという段階というふうに,私自身はこの整理をとらえてみたわけなのですけれども,恐らく法教育に特有の意義ということで言えば,この田中教授の整理の中の5番目に示されたような「法的な価値を尊重する態度を育てる」ということが,一つ法教育に特有の意義なのではないかというふうに思うのですが,しかしながら今回やった授業で,この5番のような価値,そういうものを尊重するという感覚が身につくかというと,これはかなり疑問でして,そういう意味ではそこへ貢献しない授業なのかというふうに自分ではちょっと思ってきてしまっているので,そこのところをどう考えるべきかというのは迷っているところがあります。そういうことで,気に入っている授業ではあるのですが,少し迷いも出てきているというような状況です。それが今回の授業ということです。

最初に申し上げましたように、この程度のことなら高校生はこのぐらいの意見は言うということです。それは御覧いただけたかと思っています。それから、高校生にこの程度は得させないということで言えば、私自身は田中教授が整理されている5番に示されたようなことを得させたいというふうに思っているわけですけれども、そこにこの授業が貢献しているかどうかというのは、ちょっとよく分からないということです。

それから最後に,中学校以前の段階に望むものということで,思いつくままに6点挙げました。事実を見つけ出す能力,適正な手続を踏むべきだという感覚,正解のある問いばかりではないという感覚,それから判断というの

が立場に規定される場合があるということ。それから少し発展させて,多様な立場が存在し得るということ。そういうことを踏まえた上で,更にそうはいっても普遍的な価値というものがどこかにあるだろう,何かあるだろうという,そういうところを望みたいというふうに思って6点書いてみたのですが,これは中学校にだけ望むものかというと,そうではなくて,恐らく高校でもこれを達成しなければいけないのかというふうにも思ったりもしていまして,そういう点から言うと今回与えられた発達段階に応じた法教育ということから考えて,どこまでを中学校でお願いして,どこから先を高校でやるべきなのかというのは,私自身もちょっといまだ回答が見出せてないという状況です。

大変拙い報告でしたけれども、ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただいま両先生から学校での実践を含めて貴重な御意見をお伺いしましたが、今までのお話をもとにして、小学校あるいは高等学校における法教育の在り方を含めて、発達段階に応じた法教育の在り方について議論をいただければというふうに思います。どなたからでも結構ですので、御意見いただければと思います。

大杉委員 質問を先にさせていただきたいなと思います。増田先生と渡邊先生, どうもありがとうございました。

最初に増田先生にお聞きしたいのですけれども、小学校で、なすことによって学ぶという体験を重視されている。このことは非常に大切だと思うのです。特に特別活動でルールを作ったり、そうした活動が小学校で行われる。実は中学校で、そうした小学校の活動を行ったことの意味、法的な意味とか社会的な意味、ルールって何か、ルールを作ることの意味というのを、中学校でどのくらいフォローできるか、されてきたか、お伺いしたいのです。今日、小学校と高校を見ましたから、真ん中の中学校はどういう役割を果たせ

ばいいのだろうなというのを非常に思いましたので,そこを 1 点お伺いしたい,

2点目はディベートはどうかなというふうに先生はおっしゃったと思うのですけれども、渡邊先生の授業を見ると、あれは裁判に特化していますけれども、増田先生の小学校の事例だと、ディベートで、あるテーマに対して審判団の役割として、どちらが正しいのだろう、正当性があるのだろうという判断をされていると思うのです。別段裁判ではなくても、二つの主張を聞きながらどちらが正しいのだろうという審判団の役割というのは非常に大きいと思うのです。そこの審判団の役割は、どのように指導されているのかなというのをお聞きしたいのです。2点、お願いしたいのです。

あと先に意見を,渡邊先生の方に私の意見なのですけれども,中学校,高等学校で技能,表現という観点で評価を行っていますけれども,ここでは先生がペーパーで書かれています 5 ページの 5 番の (3)で「正解のある問い」ばかりではないという感覚というのをお書きになっているのですけれども,技能,表現という観点では,自分が追求し考察した過程や結果を表現する力,こういうものを求めているのです。それは解答が幾つもある。一つしかないというのではなくて,同じ価値の解答が幾つもあっても,自分はその複数あるの中でこれを選ぶのだ。選んだ根拠,理由を考えたことを表現する力というものを新しい学力観の中で社会科では非常に重視しているのですけれども,これが先生の正解のある問いばかりではないという感覚と結びつくのではないのかなという気がしているのですね。そういうことで,表現という観点から,別途何か展開された指導事例があればお聞かせ願いたいなと思います。

すみません,以上3点お願いします。

土井座長 まず,増田先生の方からお願いします。

増田先生 最初の御質問の,ルールを作ることの意味ということなのですが,

過日衆議院の補選があって、埼玉の投票率が35%だったですか。過半数を割ったというのを聞いたときに、その無関心さといいますか政治離れといいますか、自分は国を変えられないというか、いろいろ民主党の今回の件もあったのでしょうが、大人がそういう中で、私は自分たちで何かを作れる機会というのが発達段階とともに逆に減ってきてしまっているような気がしてなりません。

というのは、小学校は比較的学級担任で自分のクラスを受け持ちます。そうすると、いろんな意味でその先生のカラーが出ます。先ほどの、じゃあこういうルールを何か作ろうか。例えばほかにもルール作りしたことがあります。給食の時間に非常ににぎやかだ。このままでいいのか、みんなみたいなところから、どうする、どうするというところで、迷惑している者もいるぞ。じゃあ無口タイムを作ろうなんていう意見が出てきて、それでいいのか、みんな。じゃあやってみようか、しばらくというようなことで、やってみたことがあるのです。ところが中学校は教科担任制です。生徒が自分たちでルールを作る場面とか、考えて何かをする場面というのが比較的狭まってしまっているのではないか。これは両方経験してみての感想なのですけれども、そういう気がします。

むしろ、もし中学校でそのルールを作る場とすれば、かつて自分は以前中学校の特活、生徒会を持っていたときに、校則というのは与えられたもので、自分たちはどうせ変えられないのだから、民主的な話合いによって変えることは不可能だとか、では荒れる子が茶髪にしたりとかという、自己主張に走ってしまったりもあるのですけれども、10年前なのですけれども、これも、かなり前の前の学校の事例なのですけれども、丸坊主だったのです。結構長髪を取り入れている学校が多くて、すんなり長髪にしていいと下ろすのは簡単だけれども、それでは教育上意味ないね。では生徒会を巻き込んで、子供たちからそういう意見を出させて、自分たちで変えたのだという、そういう校長の意向だったわけです。私が分かりましたということで、代表委員を呼んで、何か解決したい問題ないかとか。こちらから髪型を言うことは簡単で

すけれども、自分たちから出させて、ではどれが可能だろうなみたいなところから絞っていって、こちらがある程度レールを敷きながらも、子供は乗ってくるわけですよね。それで、どうせ変わらないのだという意識の中で、これこれいろいろルールを作りながら、では髪型をこういう中で自由にしようというふうになったときの中学生の、自分たちでやれたのだという、生徒総会とか何回も持ったのですけれども、そういう取組みを中学校だったら可能なのかな。小学校では児童会というのは弱いのですけれども、むしろ中学校は生徒会活動というのは特別活動の中に位置づいていますから、そういう場で、よりよい生活を築こうとするルール作りというところは可能なのかなと思うのです。

ただ,学校週5日制の導入で,ゆとりの中でというのが叫ばれる中で,学校行事が厳選されている状況で,そういう場面も少なくなってきているのが実情ではないかなと思います。だんだん自由な発想,自分たちで話し合って解決していくというのは狭まっているのかなと,ちょっと語弊があったら恐縮なのですが,そんな意識を持ちます。

ただ,子供の思考といいますか,法に対するあるいはルールや決まりに対する見方や考え方というのは,もちろん多面的,多角的な広がりを持っている。それをだから生かす場というのも,ちょっと今思いつかないのですけれども,社会科の授業でじゃあどうにかなるかというのもちょっと難しい面もあるのかなという気がしました。

それから、ディベートの審判団の役割なのですけれども、この小学校でやったディベートでは、審判団は保護者や地域の方で、どちらが勝ったか負けたかはやりませんでした。双方にいろんな意見が出たので、勝ち負けにこだわらずにたくさんみんなの意見が出たねということで、では専門家の方に話を聞いてみようというふうに振ってしまいました。中学校では、自分が実践したのですと、審判団に用紙を配付します。論拠の正当性というか、力強さとか、相手の尋問に対する受け答えとか、資料の提示と客観性みたいな、そういう視点を子供にあらかじめ指導して、順番で今日は何々グループが審判

団。それで3,2,1でつけていって合計点で競うというのはやったことがあります。

土井座長 今の点で,ほかに何かございますか。では,渡邊先生の方から。

渡邊先生 技能,表現という観点からの御意見だったというふうに思いますけれども,私の方で申し上げたかったところをすくっていただいたかなというふうな感じを受けました。

それで私自身は、今日、御覧に入れた授業というのは一番最初でございますので、割合丁寧にやらなくては彼らは自分の意見を表現するということができないという状況にあるかなというふうな判断をしましたので、資料を読ませて、それで解説をして、その後、作業プリントにまず書かせるという作業をさせて、その書いたものを見ながらでもいいので発表してみなさいという形で、一人一人全員に当てて発表させるという、そういう形式をとっています。これが恐らく、しばらくたって授業の中でそういう意見発表をする機会が少しずつ増えてきて、それに生徒たちが慣れてくる、選択授業で友達同士じゃなかったのが友達になってくるという段階になりますと、あまり書かせて読みながら発表するということをやらなくても、彼らはできるようになってくると思います。

例えば以前は、年間の真ん中あたりの授業で、拷問等禁止条約という条約が批准されましたので、それにかかわってワークショップを企画してやったことがございますけれども、そのときは様々な、拷問と思われるような、あるいは人権侵害と思われるような事例を全部で八つから十ぐらい生徒に示した上で、横軸に拷問か拷問でないかという軸をとって、縦軸にひどいかひどくないかという軸をとって、それぞれの事例を置いてみるという、そういう実践をやったことがあります。そのぐらいの段階になってきますと、それはグループ討論をやった上で模造紙に書かせて、模造紙を持って発表させるということをやったのですが、年間の真ん中ぐらいになってくると、一々書か

なくてもグループで討論をしたことを代表の生徒が発表したり、代表の生徒が発表したことが不十分であれば、ほかの生徒が補足をしたりということはできるようになるかなというふうに思っています。

ですから,その点では今お話にございましたように,追求したことを根拠を踏まえて表現する力というのは,やはり練習を踏まないとできないのかなという感覚を,現場の経験からは持っています。

土井座長 どうもありがとうございました。今の点に関連して,またあるいは ほかの点で何か御発言があればいかがでしょうか。

高橋委員 今お話の中で,子供たちの考え方が多面的,多角的に広がっているとおっしゃったと思うのですけれども,その要因というのはどうでしょうか。例えば情報化社会の中で,きちんとした情報が伝わっているということがあるのか,それとも例えば家庭であったり地域であって,そういうところできちっとしたいろんな教え方が備わってきているのか。そういった要因というのは何か,子供たちがきちっと考えられる方向になっているという要因というのは何か,お感じになるところはありますか。

増田先生 中学校を経験してから小学校を経験して感じますのは,小学校の児童は,小6と中1の境目というのは難しいかと思うのですけれども,小学校の児童というのはやはり,これは悪い意味ではなくて自己中心的な面がまだ強いのですよね。認めてもらいたい。まず僕が,私がっていうところが。一人称,二人称の世界がやはり中心だと思います。自分と友達,時に自分と先生。それが,家庭あるいは学校でのそういう生活経験を基盤としていろんな教科で学んでいくことにより,集団の中での自分,自分とだれちゃんとだれ,そういう3人称複数の関係にだんだん自分をとらえられるように中学校ではなっているのかな。また中学校では,自分をメタ認知というのですが,自分を別の世界から自分が見れるようになっていくのかなという気がします。こ

れは社会科とかに限らず、全体的にそんな感じがします。

そういった中で,例えば法に関する事例に対して,最初は自分が好きか嫌いかしかとらえられない小学校の児童が,やがて,でも相手の立場から見れるようになってくる。中学校に行くと,自分の立場,相手の立場,さらにほかの第三者の立場,又は別の地域での立場から考えられるようになってくるのが,法に関する発達段階。いろんな面が,よく社会科では多面的,多角的という言葉で置きかえるのですけれども,広がっているのかな。やはりそれはある程度教科で練り上げていった訓練というか,そのスキルが積み重なっていくということだと思います。すみません,答えになっているかどうか分かりませんが。

安藤委員 先ほど、小学校時代は法教育、公徳心を体験を通して学ぶことが大切だというふうに増田先生おっしゃったと思うのですが、例えば公徳心を体験を通して学ぶということは、小学生にとって家庭での公徳心とか道徳教育というのが学校教育だけではなくて、すごく大事になってくると思います。例えばこの例題を読んでみますと、家庭の中での教育というのがかなり大きく影響されると思うのです。忘れ物を取りに家に帰ってしまったとか、友達を中心に考えるか学校の規則を考えるかというのは、かなり家庭の中での考え方というのが大きく影響されると思うのですけれども、そういった意味で考えていくと、いわゆる法教育というのは低学年からある程度行っていった方がいいとお考えになりますか。

増田先生 はい,思います。本筋からずれてしまうかもしれませんが,終わりの途中にも書かせてもらったのですけれども,以前は地域コミュニティがしっかりしていたと思うのです。近所でいたずらをしている少年たちがいれば,近所の人が注意するとか。年々その地域の力というのが低下し,家庭の価値観も多様化し,親の考えで子供が左右される。やはりしつけができてない家庭というのはあるわけでして,小学校,幼児からそうだと思うのですけれど

も,そういう児童を見ていますと,中学校で荒れる,自分の夢や希望を持てずにアウトローに走っていくという児童といいますか生徒は何人も見ています。学校だけで,あるいは社会,地域だけでというよりも,家庭も巻き込んだ法教育といいますか,絶対これは必要だと思います。

では何ができるのかというときに、本校は先ほどプラザで保護者もということなのですけれども、保護者も巻き込んで子供と一緒に難しい話を聞くではなくて、何か体験を通してしつけの大事さに気づくとか、マナーやルールを守ることの大切さを親も感じ取るとか、そういう体験を学校が意図して、あるいは地域が意図して組んでいるということが問われる、大事ではないかなと切に思います。本当に親が機能しない家庭というのはありますからね。そういう子というのは、法以前の、法遵守という以前の状態で、体だけは成長していきますけれども。

安藤委員 小学校時代は先生のおっしゃるように、保護者をある程度巻き込んでということは可能だと思うのですが、中学生・高校生ぐらいになってしまうと、それが難しくなってくるのではないかと思うのです。例えばこれから子供たちにそういうものを、ディベートなどを通じて教育していく上でも、例えば中学生・高校生になったときに家庭の中での価値観とかけ離れたものがあったとき、渡邊先生、どういうふうに子供たちを指導していくのか、その方法、手段はあるのでしょうか。

渡邊先生 やはり今おっしゃられたように,高等学校になりますと,特に私が 勤務していた学校などは,最初に申し上げたように非常に広いところから来 るものですから,小学校のように家庭訪問をするわけでもございませんし, それから懇談会を開いてもなかなか来ていただけない保護者の方もいたりい たします。そういう点で言えば,家庭の価値観,家庭で教えられてきている ことと,かなり違ったことを教えるということは十分にあり得ることかなと いうふうに思っています。ただ,一つまだ子供たちの中に希望があるかなと いうふうに私が思っているのは,高校生ぐらいですと,もちろん中にはおうちの人の言うことが,ただただ,うっとうしくてしょうがない,おうちの人とはほとんど会話がないという子供たちもいることはいるのですけれども,幸いに私が経験した範囲内で言えば,まだ子供,生徒とそれから親の会話がある程度存在するという,そういう家庭が多いように見受けられました。

そういうことを基盤としながら、私たちが教えたことを子供が家で親に対して話す。それに対しておうちのお父さんやお母さんや家族が、また違ったことを言う。そういうところで、子供たちは学校で習ったことに加えて、お父さんやお母さんや地域の方々から学んだこととミックスさせて、そこでそういうものを取り入れながら自分の考え方を作っていくということになるのかなと思っていますので、そういう意味では意図的にもちろん保護者のお力を借りながらという機会を組めれば、それはそれで大変いいことだと思うのですが、そういう形が組めなかったとしても、やはり子供たちは我々の意図を超えた形で学んでいくというところに期待ができるかなというふうには思っております。

土井座長 今の点,いかがでしょうか。

鈴木委員 今日はどうもありがとうございます。特に小学生に対して、法教育をぜひやっていきたいなと思っているものですから、今日のお話、非常に参考になったのですが、逆に、やりながら弁護士の仲間でも議論することが多いのですけれども、今日の中でもそういう意味で言うと非常に気になっているのは、道徳と法と法教育の場面とをどういうふうに切り分けるのかという部分ですね。確かに家庭のしつけの問題であるとか、そういうのも力が弱まっていることはよく分かるわけですけれども、法教育でそこまでやるのかというようなこともあるだろう。それから逆に言うと、先ほどあったように、親の価値観というものをどれだけ尊重するのかしないのか。先生側も、逆に言うとしつけの場面になって、この価値でやれと言われるとなかなか難しい

のかなという気がしているのですね。

そんな中で、法教育が恐らく僕は手助けになるなと思っているのは、法が持っている価値、そういうものをてこにすることで、一種の社会教育ですけれども、何らか不十分なら不十分な部分を補えるのかなというようなことを思っています。ですから、道徳の世界で言われている法を守るとか、決まりを守るというのをダイレクトに持っていくことには、ちょっと僕自身は躊躇を覚えていまして、もう少し価値の部分から法のありよう、ルールのありようというものを子供たちに理解してもらう。そんな中で、先生がやっていらっしゃるそのルール作りをして、その作ったルールだから守ってみようよね、失敗したらまた変えようよねというようなありようが、学級活動だとかそういうところができるような状況を、ぜひ小学校で作っていただきたいなと思っているところなのですけれども。感想めいた意見です。

土井座長 コメントありますか。

江口委員 鈴木委員が、今、言われたことと少し違うところもありますが、増田先生が言われたアサーションは、カウンセリングの手法として使われますが、その授業とほぼ同じものが法教育でも使えるのだと思います。例えばここで言うと、4ページだったでしょうか、ここでは「宿題は自分でやらなければならないから、私が手伝うからやろう」というものです。一方、法教育の教材の中で、小学校ですが、やはり同じような場面があります。宿題を忘れてきた、それから別な責任もやらなければいけない、僕どうしたらいいんだろうと悩んだとき、友達が、「こっちの部分は僕がやってあげるから、あるいは手伝ってあげるから、今、時間が空いているのなら、宿題をやってみたら」というのがあります。そうすると、これをカウンセリング的な心の問題としてとらえるのか、それとも社会的にもっと有意な社会を生み出すために自分の責任を果たすというルールの問題としてとらえるのかということになります。後者のように、責任というのも一つの行動の基準だととらえると、

実は私自身は増田先生が取り上げられた事例は,カウンセリングや道徳として以外に法教育の中で活用できる教材ではないかと考えられます。

小学校の場合に、それを自覚的にやっていたかどうかというのは別として、 道徳や特別活動や、あるいは学級会活動とか、そういうものをいろいる使い ながらやっていたと思うのですけれども、少し整理してみると、実は法に関 係して結構やれるのではないかと思います。そんな感想を先生の発表から持 ったのですが、小学校では、このようにとらえるのはやはり無理があります か。増田先生、今のようなとらえ方をするのは、やはり現時点ではまだ小学 校では無理でしょうか。

増田先生 私は十分可能だと思うのです。教科領域というのは,文部科学省からの学習指導要領で規定されていますけれども,例えば総合的な学習の時間とか,ある程度学校の裁量で取り組めるものが多いわけでして,たまたま我が校は,先ほど言った食文化,環境,福祉,国際理解というテーマでやっていますけれども,それは法教育というのではなくて,例えば「よりよい学校生活」とか「ルールとマナー」とか,そういうテーマで10時間なり20時間貫くことは十分可能だと思うのです。

小学校の場合は、何とか法があるから覚えなさいとかというのは、御案内のとおりそういう実態ではない。自分たちで体験し、日常生活から問題を見出して疑問に思って話合いによって解決して作ったルールというのは、子供たちはよく守ります。ということで考えると、我々大人社会あるいは中学校の校則でもいいのですけれども、ルールであってルールでない面もあるのですよね。例えば、これはどうか分かりませんが、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょうなんていうのがあるわけです。子供たちは、先生の見ている前でかぶるわけですよ。学校が近づいたらパッとかぶります。ところが目が届かなければ外すわけです。我々は安全、いざというときに死なないようにかぶりなさいというのを校則で決めているのですけれども、子供たちはこれかぶってないと怒られるから、指導されるから。実際離れれば、もう

嫌。髪形乱れて,汗かくわ。

だから、子供たちにとってどれだけ切実感があって、これを守らないと自分のためにならないのだな、これを守らないと人に迷惑かけてしまうのだなというものを体験し、作っていくということが、小中などでは求められているのではないか。逆に言えば守れない法というか校則は、なくしていく方向の方が私はむしろ世の中に出たときにいいのではないかと思うのです。世の中に出ても、法と分かりつつも、ばれなければいいとかという大人も生み出してしまうのではないか。怒られるから守るというのはだめだなというのは感じます。すみません、ちょっと余談になりましたけれども。

土井座長 今の点いかがでしょうか。法と道徳の問題をどうとらえるかということで、私の見た感じでは、最後渡邊先生のおっしゃっていただいているというか、あの授業を見せていただいた内容では、高校3年生の段階で法と道徳あるいは宗教の分化はかなり意識的に行われているというのが示されている。この問題はそうでして、宗教的確信あるいは道徳的確信に基づいて法的義務を免除され得るかという問題を取り扱っていらっしゃることもあって、生徒が宗教的信念は別としてというようなことを言い出しているというのは、恐らくその辺の分化がかなり出てきている発達段階なのだろうというふうに思います。ただ、小学校の段階でどの程度、法的なものと基本的な道徳的なものというものの分化が理解され得るか、あるいはそれを分化する形で教育ができるかというのは、非常に難しい点もあろうかと思いますので、その辺がどの段階でどういう形で分け得るかというのを考えていく必要があるのではないかという気がしております。

そのほかの点で,いかがでしょうか。

山根委員 お話ありがとうございました。様々な取組みにどれも期待するものなのですけれども、1点増田先生のお話の中の、今後取り込めるものとしてのランキングの導入というのが3ページですか、お話しいただきまして、こ

れもうまく活用して成果が期待されるわけなのですけれども,この下の取組例の文章を見ますと,こういう内容で子供たちにランクをつけさせるのはどうなのかな,ちょっと疑問に思うところもあります。教材として話合いをする題材としてこういった取組例もあるということの材料は分かるのですけれども,内容的にこういうのがどうなのかなということをもうちょっと確認,お話しいただきたい。

あともう一点ちょっと心配しているというか,あれなのは,こういった話合いとか議論の場になりますと,子供たちの中でもやはり話すのが得手,不得手あると思いますので,口が達者な人というか弁が立つ人にはどうせかなわないやとか,私もそういうふうに思うときが多いのですけれども,そういう,ヘリクツでも強い子のが通るとか,そういう感覚を植えつけないように,そういう配慮を,下手でも頑張って説明した子の勇気を褒めるですとか,そういった配慮も,ぜひいただきたいなというふうに思っています。日本古来の,控え目であったり人の意見を尊重してあげるとか譲ってあげるとか,そういったところも必ずしもこういったのと反して,いいか悪いかだけで点数がつくものではないというようなこともあわせて考えていけたらと思いますけれども。

増田先生 ランキングですけれども、この事例ではやっていません。こんなものもあるのではないかなということで、例として載せてあるだけです。自分が小学校に来て取り組んだのは、先ほど言った総合のテーマが環境でしたので、環境でのランキングを幾つかやってみました。例えば米のとぎ汁を庭に流すとか、あと油は固めて、台所から流さないで燃えるごみとして出すとか、そういう取組みの中で最も環境によいと思う順に並べ変えなさい。だから、肯定的なランキングでやったのですね。あとは、否定的なのもやってみました。川に空き缶を捨てました。町に出てごみを落としましたとか。それで、やってはいけないと思う順に並びかえなさいみたいのもありました。御指摘のとおり、ちょっと「ぎら」ですし、否定的な面も強いのですが、今回のテ

ーマが法ということでしたので,だとしたらこんな内容だと盛り上がると言っては失礼があるのでしょうが,子供たちは結構真剣に考え,それなりの理由付けをして発表するかなと。下の方は,実際に起こってきたようなことを挙げてみたので,ちょっとぎら過ぎるかなという気がします。

話合いについてなのですけれども、これは教師の力量だと思うのです。力の強い子の意見がどんどん通るような学級経営は失格だと思います。私は、紙を配ります。必ず書かせます。それから、それをもとに発表させます。全員発表させます。その後にお互いに意見交換をするようにしています。一人で2回も3回も4回もということはさせません。それについてどう思うというので、手が挙がらなければ目とか見て指名しながら進めていきます。その辺は学校全体の取組みだと思うのですけれども。発表の仕方のルールとかをしっかりしておけば問題はないかなと思います。

土井座長 ランキング,取り扱っていらっしゃる内容等がいろいろあるかもしれませんが,この種のことは非常におもしろいことでして,渡邊先生が挙げていらっしゃるこの事例などは,実際は大学で取り扱っても全然おかしくない。牧会活動事件という憲法の信教の自由にかかわる重要判例の一つでして,非常に難しい問題を扱っていらっしゃるのですけれども,これも最後,渡邊先生の方で法的にどういうふうに取り扱ったらいいのかというような,法教育としてどう位置づけていけばいいのかというようなお話がありましたけれども,これを取り扱う場合でも同じでして,微妙に事件とか事実をずらしていく。増田先生が挙げていらっしゃるこの事例も,それぞれ違うわけです。それについてその話を聞くことによって,自分が一体どこに引っかかっているのか,何がおかしいと思うのかというずれが明確になってくるのです。

例えば私が実際に大学で使う場合に,この牧会活動事件をどう取り扱うかというと,結論において,この高校生が逃げてしまった場合に判断に差異が出るかというような問題ですとか,火炎瓶じゃなくて万引きだったらどうするか。これが牧師さんじゃなかったら,隣のおじさんだったらどうなるのか

というようなことを繰り返しやっていくわけです。そうすると,逃げてしま ったら仕方がない,それは要するに結果の問題かと。これは結局,自首して くれたから罪は問わないけれども、匿って逃げられたら罪を問うのかという ような聞き方をする。そうすると、あなたの判断には結局結果よければすべ てよしという判断があってそうしているのかというようなことを問いかけて いくと,実際生徒たちがどこに引っかかって,あるいはどこを重視して事件 を解決しようとしているのかというのが結構明らかになっていくのです。そ の事実を敷衍化していくと,例えばビデオの中にもありましたけれども,目 的がいいからうそをついていいんだというようなことを本当に受けとめてい きますと,目的さえよければ,およそうそは許されるのかというような敷衍 化をしてくると、いや、そこまでは言っていない。そうすると、ではなぜこ れはいいのだというような話をしていくと、結局法的に重要だと思われる点 というのが人それぞれによってまた微妙に違いますので、それを議論させて いくと、ここにある例えば法的に関連がある重要な事実争点と、それ以外の ものは何なのかといったようなことですとか,基本的にどういう価値を重視 して判断しているのかというようなものが明確になってくる。恐らく高校ぐ らい,あるいは大学はもちろんそうなのですけれども,それぐらいになって くると、そういうものが法的な議論としてはっきりしてくる。

小学校のレベルでやる場合にも、こういうランキング的なことをおやりになれば、わざとやったか、わざとでないかとか、自分自身が傷つくだけか、他人を傷つけることになるのかといったような論点が含まれていますので、結論としてはしっかりしたランキング、これが正しいランキングだというのはあり得ないわけですけれども、だから答えがないからいろんな議論が出るというところもあるので、使い方によってはうまく使える教材なのではないか。増田先生もおっしゃっているように、あまりぎらぎらし過ぎると子供の方がどうかという問題はあるかもしれませんけれども、項目によってはかなりいい内容が出るのではないかというふうに伺っていました。

そのほかの点では,いかがでしょうか。

橋本委員 渡邊先生にちょっとお伺いしたいのですが、先生のレジュメの5ページなのですが、先生この授業というのは5番の法的な価値を尊重する感覚というのが欠けている授業ではないかというふうに卑下されたのだと私は思ったのですが、このカリキュラム、この授業に関して言えば確かにそういうところはあるというふうに思われたのかもしれないのですけれども、このカリキュラム全体で見た場合に、やはり1から7番の観点というのをきちっと入れてカリキュラムというのが作られていると思うのですよね。この授業以外の授業は、大体どういう授業をやられているのかということを、簡単に説明いただければと思います。

渡邊先生 様々な内容を最初に勉強するという,そういう子供たちに教えていくということですので,最初のこの1単元で全部の目標が達成できるというわけではもちろんないというのは,私自身もそういうふうに考えています。ですので,今御指摘のあったとおり,段階を踏んで様々な教材を使いながら,できるだけ様々な角度で法的な物の考え方とか,そういったものを得させていくというような形をとりたいというふうには意識をしています。

例えばこれ以外のところでどういう授業をというような御質問だったかと 思いますけれども、先ほど少し御紹介した拷問等禁止条約にかかわって、拷 問だと思うか思わないか、ひどいと思うかひどいと思わないかというような 授業をやりますと、これは正にこの1番から7番のところで整理されている うちの5番の、正義とか人権とかという価値に非常にかかわる討論を子供た ちにさせるということになるかというふうに思います。当然八つから十ぐら いの様々な人権侵害と思われる事例を、ひどいと思うかひどくないと思うか、 拷問だと思うか拷問でないと思うかというところに置いていきますと、それ ぞれ子供たちが持っている人権感覚というか、そういうものが次第に明らか になってきます。非常に特徴的なのは、ある特定の事例は多くの生徒がひど くもないし拷問だと思うというそういう事例もありますし、逆に子供たちに よって全然ばらばらなところに置くという,そういう事例もありますので, そういったところを使いながら普遍的に守られなければいけない人権とか正 義とかという価値というのは,どのあたりにあるというふうに考えるのか, そういう討論をさせていくということはできるかなというふうに思っていま す。

もう一つは、これも例を挙げるだけになってしまいますけれども、特に5ページの1番から7番のところに挙げているところで言えば、3番の適正な手続を踏むということについて、子供たちの理解は非常に難しいのではないかという認識を私は持っていまして、例えば刑事事件などの場合に黙秘権の問題があるかと思うのですけれども、その黙秘権を認めているのはなぜかというのを子供たちに理解させるのは大変難しいわけです。つまり彼らは、悪いことをやった人間は何でしゃべらなくていいのだというふうにやはり思うわけです。そこのところで、様々な事例をもとにしながら、あるいは実際に行われた裁判をもとにしながら、黙秘権というものが一体どういう意味内容を持っているのか、あるいは黙秘権から読み取れる意味内容として、被告人や弁護人に課せられた役割は何で、逆に検察官に課せられた役割は一体何なのかというのを、黙秘権ということを焦点に議論させる中で浮き上がらせていくといったような授業はしたことがあります。

ですので、最初に御指摘いただいたように、私自身はこの1番から7番のうち5番のところが法教育に特有なのかなというふうに思うわけですけれども、年間を通せば、できるだけこういった能力が満遍なく育つような工夫というのは、不十分ながらもしているつもりではおります。

土井座長 そのほか,いかがでしょうか。

江口委員 渡邊先生とは、いろいろな場面で法教育の在り方を話してきたのですが、渡邊先生が言われている、こうした価値の順序づけを一種のランキングだと考えるならば、5番はこれまで憲法教育が担ってきたものであって、

法教育というのは5番の目標に至るプロセスではないかとも考えられませんか。そうすれば、法教育の意義もそれなりにあるものと考えられると思います。そういう解釈は、やはり無理がありますかね。土井先生が先ほどうまく整理なさったのですが、解釈論にしても議論の理論にしても、そういう経験を踏まないことには正義とか公正というのはずれがどんどん出て、かえって増幅されるのではないかということだと思います。むしろ渡邊先生が大切であると思う価値や考え方に至るためには、そのずれをなくすために一つ一と経験していくことが必要ではないかと思います。人権まで至るプロセスもあるように思います。アメリカの場合にも、法教育は憲法上の価値を理解するための補助教材であるとしているように、法教育はやはり補助であって、一つの補強手段であることは間違いないと思います。そう解釈すると、5番目が絶対だと言うのと違うように思います。

渡邊先生 今江口先生が言われたところで、非常に開けたような感じが私自身は大変したのですけれども、私が非常に気になっていたのはどういうところかというと、さっきから「特有の」という言葉を私は使っていますけれども、ほかにも社会科教育や公民科教育では、何とか教育と言われる教育というのはいろいろあるわけですね。例えば環境教育であったり消費者教育であったり、あるいはほかにもたくさんあるわけですけれども、政治教育だったりとか、そういったいろいろな教育の中で、例えば6番のような能力、全体的状況を踏まえて各論拠を比較考量し、バランスのとれた的確な判断をする能力というのは、これは例えば法教育あるいは憲法教育なのかもしれませんけれども、そういう教育ではなくても、例えば経済教育とかでもコストと便益の比較というのをしながら合理的な考え方をしていく、判断をしていくというのはできるのではないかということを思っていて、そういうことを考えると、ほかのところでもできることと、法教育ないし憲法教育にしかできないことというのがあるのかないのかというところがずっと気になっていたところです。今江口先生から御指摘をいただいたところで、そこのところが御指摘の

とおりだなと思って、霧が晴れたような気がしております。

館委員 私も今,そのことをちょっと考えていたのですけれども,情報リテラシー学習でも,ここに書いてあるような適切な手続を踏んだりとか,判断はいろいろな立場を踏まえてだとか,総合的に判断するとかいうことがいわれています。そういったときに,では法教育として目指すべき能力というのは何なのかということを考えながら聞いていました。

そして、小学校での増田先生のルール作りの実践については、まず感じたことは自分自身の小学校時代によくやってきた実践だなということです。戦後しばらくたって、新しい民主的な社会をつくるという姿勢のもとで教員も子供も結構前向きに学級会に取り組んだ思いがありました。それが50年ぐらいたってきた中で、小学校でさえも自分たちでルールを作って何かを決めてそれを守っていくという、そういう経験はすごく減ってきているのではないかなと思います。それを考えると、先生のようなこういう実践の積み重ねの大切さというのを痛感しています。

高校などでは,渡邊先生の実践のように判例などをもとに結構法的議論をしっかりと戦わせているというのを見たときに,中学校では,ではどういうところをうまく育てていけばいいのかと思います。例えばルール作りを中学生にやらせると,やはり必ず守らない子が出てきたりして,その子たちをどううまく集団の中にとりこみながらルールを守らせたらよいのかというようなことで,教員は非常に困るわけですね。そうすると,そういうルールを作ったって,結局だめなんだよみたいな感覚が集団の中に生まれてきたり,あるいは逆に言うと教員の方で一方的にルールを押しつけてしまうようなこともあったりして,その狭間の中に中学生がいて,そうしたときにルール作りというような経験をさせる意義を考えさせる必要は感じつつも,この中学校段階の難しさというのをまず考えてしまったわけです。

ただ,先ほど渡邊先生の具体的な事例を通した,判例を通した授業を見ていると,中学生でも可能な面もあるのかなという気もするのですね。事例が

具体的になればなるほど、中学生でもある程度のところまで理解できると思いました。この間茨城県で行った実践なども、弁護士さんが先生になって授業をやった様子なんかを見ていますと、やはり事例というか、教材が非常に具体的になると中学生でも十分取り組めるのかなというふうに感じました。このような判例を中学生なりにかみ砕いていけば、中学生でも、そういうルールにかかわる議論などが十分可能なのかなということを感じました。

土井座長 どうもありがとうございます。まだ御意見おありかと思いますが,時間の関係もありまして,「発達段階に応じた法教育の在り方」についてはこの辺で終わらせていただきたいと思います。増田先生,渡邊先生,どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。前回委員の皆様から、この研究会の部会で、教材例、指導例作成のための部会の人選につきまして座長の方に御一任いただきましたが、これに基づきまして既に法教育教材作成部会を発足させ検討に着手していただいておりますので、この件について御報告をさせていただきたいと思います。

まず最初に,部会の構成について御説明を申し上げます。お手元にお配り してある資料4の方を御覧になってください。

この部会の構成としましては,総監修,教材執筆グループ,法的助言グループの三つから構成をしております。総監修をお願いいたしましたのは,江口委員,大杉委員の両委員にお願いをいたしております。

総監修につきましては,全体を見渡していただきまして,この部会で作成される四つの教材が相互に関連して一つの法教育モデルというものを示すことができるように,総合的な監修をしていただくという予定でおります。

次に教材執筆グループですが、教材執筆グループにつきましては、いずれ も現役の中学校の先生方あるいは教育に関する研究実践をされている大学の 先生方を中心に構成されております。部会では、この研究会での議論を踏ま えて、資料3の方にあるのですが、法教育教材作成部会の3にあります四つ の教材例,指導例を作成することにしております。具体的に申し上げますと,ルール作りに関するもの,憲法の基本原理に関するもの,司法の仕組みなどに関するもの,消費者保護などを題材にした私法的原則に関するもの,この四つを考えております。教材執筆グループの先生方につきましては,これら四つの教材,指導例に対応するように,1グループ3人で4グループに分かれていただいております。それぞれのグループで,学習指導要領や教科書との関係部分を洗出しを行っていただいて,またそれぞれの教材において重視すべき資質,能力の明確化,あるいは指導のねらいと工夫のポイントなどを具体化していただいて,教材例,指導例のイメージを出していただくというのが最初の段階でございます。それを受けまして,各グループの方で教材作成に取りかかっていただいて,早ければ夏休み前,遅くとも夏休み明け,9月ごろには教材例,指導例ができ上がるという予定を組んでございます。

さらに,出来上がってきました教材例,指導例を使って,各グループの先生方に模擬授業を行っていただきまして,研究会の委員の皆様方には分担をしてこの授業を見学していただいて,いろいろと御意見をちょうだいして,最終的な案を確定するというスケジュールを考えております。

それから最後,法的助言グループの4名の方々につきましては、各グループの作業について随所にかかわっていただきまして,法律家の観点から法教育の名にふさわしい教材作りということで,法律上の専門的な問題等について助言をしていただくことになっております。

本日は,この教材作成部会の先生方にも研究会においでいただいておりますので,委員の先生方に御紹介を申し上げたいと思います。一部研究会の委員とも重なっておりますが,機会ですので改めて御紹介を申し上げさせていただきます。

まず,総監修につきまして御担当いただきます,江口委員でございます。 それから,同じく総監修を御担当いただきます大杉委員でございます。 次に,教材執筆グループの先生方を御紹介いたします。

静岡大学教育学部助教授の磯山恭子先生です。

宇都宮市立宮の原中学校の大島康明先生でございます。

野田市立福田中学校の小泉城一先生でございます。

法教育研究会の方で,館委員でございます。館委員には,憲法の基本原理 に関する教材の主担当をお願いしております。

同じく法教育研究会から,永野委員に加わっていただいております。永野委員には,消費者保護などを題材にした私法的原則に関する教材の主担当をお願いしております。

それから,東京都中央区立銀座中学校の仲村秀樹先生でございます。仲村 先生には,ルール作りに関する教材の主担当をお願いをしております。

それから,法教育研究会の方から橋本委員に参加していただいております。 次いで,千葉市立花見川第一中学校の日高貞雄先生でございます。

東京都目黒区第二中学校の三枝利多先生でございます。よろしくお願いします。

このほか,本日おいでになっておりませんが,東京都渋谷区立広尾中学校の関基雄先生,御茶の水大学付属中学校の寺本誠先生,筑波大学附属駒場中学校の吉田俊弘先生に御参加いただくことになっております。吉田先生には,司法の仕組みに関する教材の主担当をしていただくことになっております。

最後に,法的助言グループに加わっていただく方を御紹介します。

まず,最高裁判所事務総局総務局の大森直哉局付でございます。

それから,法教育研究会では大変お世話になっておりますが,茨城県弁護士会の後藤直樹弁護士でございます。

法務省大臣官房司法法制部の丸山嘉代部付でございます。

また,本日おいでになっておりませんが,横浜弁護士会の村松剛弁護士に もお願いすることになっております。

なお,本日この研究会終了後に,教材作成部会による第1回全体会が開催 されることになっております。

以上が,法教育作成部会の構成と今後の活動の予定でございますが,この 点につきまして何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。この教材作成部会の進め方に関する基本的な方針については、総監修のお二人の委員、それから教材作成グループの主担当の4人の先生方、あと法的助言グループの4人の方によって構成される方針立案会議というものを設けておりまして、その方針立案会議の方で決めていただくということになっておりますが、4月13日に第1回の方針立案会議が開かれておりますので、その議論の状況について総監修の江口委員から簡単に御報告いただければと思います。よろしくお願いします。

江口委員 4月13日午後5時から7時まで2時間ほど,今座長の土井先生が 言われたことを議論いたしました。法教育教材作成部会開催要領の案を外し てこれでいけるのではないかということをまず確認しました。それから,今 後の日程等,活動等についても,できるだけ具体的に話し合いました。当日 は主担当の先生方4名及び法的助言グループの先生方が参加され,今後の方 針が立てられたと思っております。時間がありませんので,以上簡単に報告 します。

土井座長 どうもありがとうございました。今ので,何か御意見,御質問等ご ざいますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。今後も教材作成部会の議論の状況につきましては,江口委員の方から随時御報告をいただきたいと思いますので, よろしくお願いいたします。

それでは、本日最後の議題に入らせていただきます。今後の法教育研究会の進行についてでございますが、事務局等とも相談をいたしまして、お配りいたしました資料5に「法教育研究会・日程表(案)」というのがございますが、この日程に沿って今後残された課題を検討していきたいと思っておるところでございます。まだこの日程表は予定の案ということですので変更の可能性も十分ございます。委員の皆様の方から御意見を聞いて随時修正いたしたいと思いますので、御意見の方よろしくお願いします。

今後検討課題の一つとして大きく残っておりますが、「諸外国における法教育の在り方」についてでございます。研究会の初期の段階で、荻原委員の方から是非スウェーデンの法教育について御報告いただいて検討をしたいというお話がございましたので、研究会の委員の方に実際に視察していただいて、御報告いただいてはどうかというふうに考えております。つきましては、残りの日程もわずかということもございまして、来月にもスウェーデンに御訪問いただいて、次回の研究会で報告をしていただきたいというふうに思っております。こういう日程ということもございまして、人選につきましては非常に恐縮ですが座長の一存ということで、江口委員と鈴木委員の方にお願いをいたしたいと思っております。お二人には教育学者あるいは法律家、それぞれのお立場から北欧の教育を視察していただきまして、次回の研究会でスウェーデンを中心に北欧の教育の現状と日本の法教育への生かし方等について御報告をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。江口、鈴木委員には大変御苦労をおかけすることになりますが、よろしくお願いいたしたいと思います。

繰り返し申し上げますが、本日のこの日程表というのは案ということでございますので、各委員の方で御覧をいただきまして、次回に今後の進行について皆さんの方から御意見をちょうだいしたいと思いますので、御検討の方よろしくお願いいたします。

それでは、予定の時刻となりましたので、本日はこの程度にさせていただきたいと思います。次回は来月25日(火)午後2時から、東京地方検察庁刑事部会議室での開催を予定しております。この会議室は隣の建物の5階になっておるようでございますが、いつもどおり法務省の側からこの建物の方からお入りいただいて、5階に上がっていただくと看板が出ているということですので、よろしくお願いします。

内容につきましては,今し方申し上げましたように,江口委員,鈴木委員 の方から北欧における法教育についての御報告を予定しております。

それでは,本日の議事はここまでにいたしたいと思います。どうもありが

とうございました。

午後5時00分 閉会